

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第22項 水面の埋立て又は干拓

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）		
第1号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
	ア 第1種特別地域又はこれの地先水面	
	イ 次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの	
	史跡名勝天然記念物の指定等	文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定
	(1)	野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
	(2)	優れた風致を有する自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
ただし書	当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。	
第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	
	●ア 学術研究その他公益上必要と認められること。	
	●イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
	●ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。	
●エ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。		
第3号	当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。	
	ただし書	前号エに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
	前号エ	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。	
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。